

# 今後の部活動改革について

令和7年11月17日（月）午後6時30分～  
庄内町余目第四まちづくりセンター

庄内町教育委員会社会教育課  
社会教育係長 斎藤 克弥

～ 目 次 ～

- 1 部活動改革とは
- 2 庄内町の目標
- 3 これまでの主な経過
- 4 令和7年度の流れ
- 5 令和8年度以降の部活動改革
  - ① 庄内町中学生地域クラブ登録制度
  - ② 庄内町中学生地域クラブ応援交付金
  - ③ B活動の廃止
  - ④ 中体運大会への出場（出場区分）
  - ⑤ ガイドライン遵守のチェック体制
  - ⑥ 「庄内町部活動改革実行協議会（仮称）の設置
  - ⑦ 文化活動の地域展開
- 6 全国の取組事例・その他リンク

## 1 部活動改革とは

中学生の部活動を取り巻く環境は、  
**近年の少子化や教員の恒常的な時間外勤務**から、  
将来的に部活動の持続可能な運営が困難になると言われている。

- ・子どもたちが多様な活動を  
体験できる機会を提供
- ・将来にわたり継続して活動に  
取り組むことができる体制整備

◎子どもの継続的な指導体制を維持発展させていくために  
地域クラブ指導者と保護者（学校）の  
コミュニケーションを図るように努めることが大切！

**改革推進期間**

令和5年度～令和7年度

## 2 庄内町の目標

「庄内町小・中学生の  
スポーツ・文化活動ガイドライン」



- 休日の部活動の段階的な地域移行に向け、すべての部活動が、令和7年度までの3年間で段階的に「段階Ⅰ」に到達することを目標とする。



段階Ⅳ
段階Ⅲ
段階Ⅱ
段階Ⅰ

- 休日の部活動を教員に頼らざるを得ない状況
- 休日の部活動を目安として月1回以上は顧問がつかないで練習する
- 休日の部活動を目安として月2回以上は顧問がつかないで練習する
- 休日に教員はつかず、完全に地域移行している状況

## 3 これまでの主な経過

- 「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」への目標設定
  - 庄内町部活動改革検討協議会の設置（以降毎年年3回開催）
  - 庄内町部活動改革説明会の開催（以降毎年7月開催）
  - 各部・クラブとの情報交換会（1-3月13回 9月「意向調査情報交換会」含め計17回）
    - 部活動改革意向調査（各部・クラブの地域移行の方向性調査）（6-7月）
    - コメっちはくわくわくクラブ（町主導受け皿）の体制整備
- R5
- 令和6年度地域クラブ（中学生クラブクラブコース）登録募集（6月～）
  - 庄内町中学生地域クラブ登録規程施行（11月～）
  - 使用料に係る規定の見直し
  - 町営バス活用の検討
- R6
- R7
- 庄内町中学生地域クラブ応援交付金創設（4月～）

## 4 令和7年度の流れ

### ◆地域クラブへ移行済みの団体

- ・地域クラブとしての確実な実行と地域展開を目指し、引き続き活動。
- ・R8に向けた中体連登録（1～2月頃）の準備（「部活動」で出場する団体を除く）
- ・令和8年度庄内町中学生地域クラブ登録（12～1月頃）
- ・地域クラブ応援交付金実績報告書提出（R8.3.31まで）

### ◆地域クラブへの移行を目指す団体

- ・指導者や保護者、競技団体等関係者での相談・情報共有  
⇒ B活動を令和7年度末までに地域クラブ（C－1活動）へ移行  
※コメっちわくわくクラブへの移行の場合はコメっちへの加入登録
- ・R8に向けた中体連登録（1～2月頃）の準備（「部活動」で出場する団体を除く）
- ・令和8年度庄内町中学生地域クラブ登録（12～1月頃）⇒県中体連“自治体の認可”

令和8年度庄内町中学生地域クラブ応援交付金 《交付申請期間：R8.5月中》

※R8は「部活動（A活動）」という制度は継続予定

## 5 令和8年度以降の部活動改革

スポーツ庁・文化庁

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～



改革推進期間(令和5年度～令和7年度)



### ・改革実行期間（令和8年度～令和13年度）

休日における学校部活動の地域展開等の確実な  
実行・定着や平日における改革に取り組む

### ・地域移行 ⇒ 地域展開

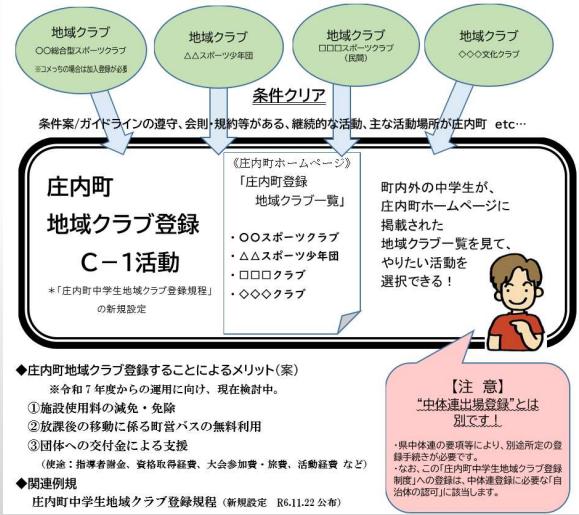
地域全体で支えることによって可能となる新たな  
価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とす  
ることを目指していく

〔令和8年度以降の部活動改革①〕

## 庄内町中学生 地域クラブ登録制度



- 中学校の部活動の地域移行の受け皿として活動する地域クラブを登録する「庄内町中学生地域クラブ登録制度」を実施。
- 登録された団体については、庄内町公式ホームページへの掲載や、中学校へお知らせ、中学生がやりたいスポーツ・文化活動を選択できる環境を整備していく。  
(団体要件)
  - 地域のスポーツ活動団体
  - 地域の文化活動団体など(登録条件)
  - 本町を拠点に活動する団体
  - ガイドラインを遵守する団体
  - 団体の会則、規約等に基づいて役員選出、運営。
  - 団体の会員が概ね5名以上で構成され、その過半数が町内の中学校の生徒
  - 団体の主たる活動場所が、町内の体育施設、学校施設、まちづくりセンター、庄内町文化創造館等
  - 団体の活動が、年間を通して計画的かつ継続的



## 地域クラブの登録状況

〔令和7年11月17日現在〕

### 庄内町中学生地域クラブ登録制度による登録状況

>>> 10 クラブ



コメツクワククラブ中学生クラブコース（陸上コース・卓球コース・バドミントンコース）、  
庄内柔道クラブ、FC余目、立川体操スポーツ少年団、庄内ソフトボールクラブ、  
庄内少年野球クラブ、余目バドミントンクラブ、庄内ひびき合唱団アルエット

参考)県中体連 -令和7年度山形県中学校体育連盟登録 地域クラブ-

116クラブ(17競技)

※庄内地区の主な種目別 登録地域クラブ数 ※()は県内登録地域クラブ数

陸上3(8) 水泳5(17) バスケ0(1) サッカー2(10) 軟式野球1(5)

体操4(7) 新体操2(5) バレーボール4(13) ソフトテニス1(5) バドミントン6(12)

ソフトボール2(6) 柔道4(14) 剣道1(8)

※登録クラブが、全ての中体連主催大会へ参加するとは限りません。

〈令和8年度以降の部活動改革②〉

## 庄内町中学生 地域クラブ応援交付金



### 目的

- ▶少子化の中で、生徒が将来にわたり継続してスポーツ・文化活動に取り組むことができる体制の整備。
- ▶生徒が多様な活動を体験できる機会を提供。
- ▶「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。

### 内容

- ▶地域移行の受け皿として活動する地域クラブに対し、その活動経費の一部を支援。

- (1) 交付対象者／庄内町中学生地域クラブに登録した地域クラブ
- (2) 交付対象経費／地域クラブ活動に要する経費

地域クラブ指導者謝金、指導者資格取得経費、大会参加費・旅費（庄内町立中学校生徒派遣費補助金対象経費を除く）、指導者保険料、運営経費など ※人件費や食糧費は対象外。

### 金額

- ▶交付金の交付を受けた年度の年数や交付申請基準日（5月1日）における地域クラブの町内の中学生会員数に応じ、150千円から300千円の範囲内で交付金額を設定。

〈令和8年度以降の部活動改革③〉

## B活動の廃止

別紙 中学校保護者宛て通知  
(教育長・校長連名) 参照

### B活動（支援クラブ活動（保護者会活動））の廃止に伴う対応

**中学校長許可のもとで保護者会の責任で活動するB活動（支援クラブ活動（保護者会活動））は  
令和7年度末をもって廃止し、令和8年度からはC－1活動（地域クラブ活動）で活動していく**

#### ■ B活動廃止に伴う主な変更等■

内 容	【現状（令和7年度末まで）】 B活動（保護者会活動）	【令和8年度以降】 C－1活動（地域クラブ活動）
許 可	中学校長	-
責 任	保護者会	地域クラブ代表者
指導者委嘱	教育委員会が委嘱	地域クラブが委嘱
スポーツ協会・中学校 からの指導者推薦	教育委員会へ推薦あり	推薦なし
指導者謝金	教育委員会より支出	地域クラブが支出 ※応援交付金活用可能
保険加入（指導者）	教育委員会が加入	地域クラブが加入
保険加入（子供）	保護者会が加入	地域クラブが加入
指導業務月報（指導者）	必 要	不 要
ガイドライン	遵守（変更なし）	

#### ※参考（ガイドラインより）

##### B活動

##### ◆定義：

部活動を充実させることを目的とする活動で生徒が任意に参加する。（保護者からの同意のうえ、本人から確認書などを提出してもらい本人の意向を確認することが望ましい）各部の保護者会の責任のもと、保護者会と、教育委員会が委嘱した地域クラブ指導者が指導にあたる活動。

◆ガイドライン：遵守

◆責 任：保護者会

◆許 可：校 長

〈令和8年度以降の部活動改革④〉

## 中体連大会への出場（出場区分）

7/7開催 庄内町部活動改革説明会アンケート回答より（2ページ目1行目より抜粋）  
県中体連：「R7 新人大会から R8 全国大会までは、原則、同じ参加区分で参加」

⇒問合せ結果：「R7年度新人戦では学校として出場しても、R8年度から発足した  
中体連登録クラブとして出場することに変わる場合もあり得る」

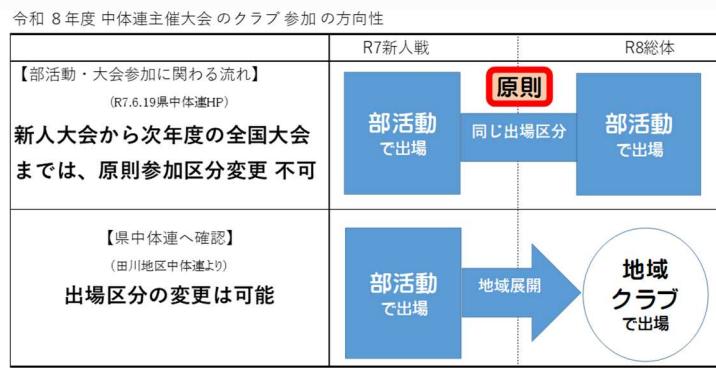
アンケート内容は  
こちらから



県中体連HP  
R8説明会  
(オンライン)

本町の目標達成に向けて  
取り組めば、  
こうした区分変更の  
事例も可能性あり

- ◎区分変更については  
中学校へ確認を！  
◎R8.11.12県中体連ホームページに  
R8登録要項等掲載



〈令和8年度以降の部活動改革⑤〉

## ガイドライン遵守のチェック体制 (練習計画)

従来のB活動（保護者会活動）では、  
A活動（部活動）と含め、顧問がガイドラインに  
準じた練習計画を作成し、校長、教頭等がチェック。

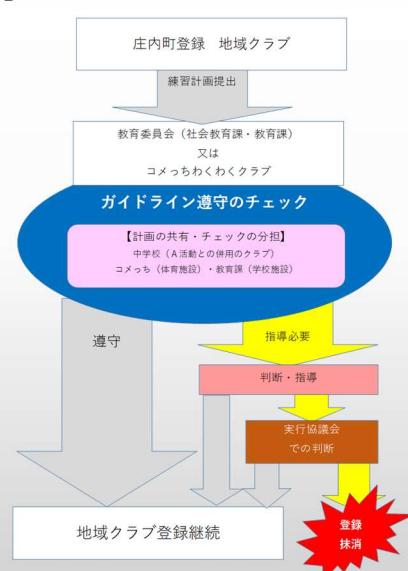
今後  
C－1活動（地域クラブ活動）のチェックを  
どうするか。

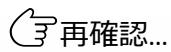
方法・・・今後検討

案（右図）：各地域クラブからの練習計画書を教育委員会が集約  
→ガイドライン遵守をチェック

（必要に応じ指導、庄内町部活動改革実行協議会（案 後述）での審議・判断）

（案）  
詳細は今後検討予定





再確認…

## ガイドラインで気を付けて頂きたいこと



「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」より抜粋

### ▶策定当初の背景 P1,P4

ガイドライン策定時、庄内町の子どもの中には、部活動の他に保護者会活動やその他の練習を一日に重複して行い、練習過多になり心身共に疲れている生徒が見られた。

### ▶活動時間 P5

活動時間には準備や片付け、鍵の返却、ミーティングの時間も含むものとし、活動時間内に全てを終えるものとする。

\* 地域クラブの施設使用料減免…ガイドラインで規定する時間の範囲内

### ▶活動自粛基準 P6

気象警報発令時や、学校で一斉下校とした時は活動を行わない。また、WBGT（暑さ指数）31°C以上のときは原則活動を行わないなど、熱中症予防運動指針に沿って判断する。

### ▶責務と連携 P7～P9

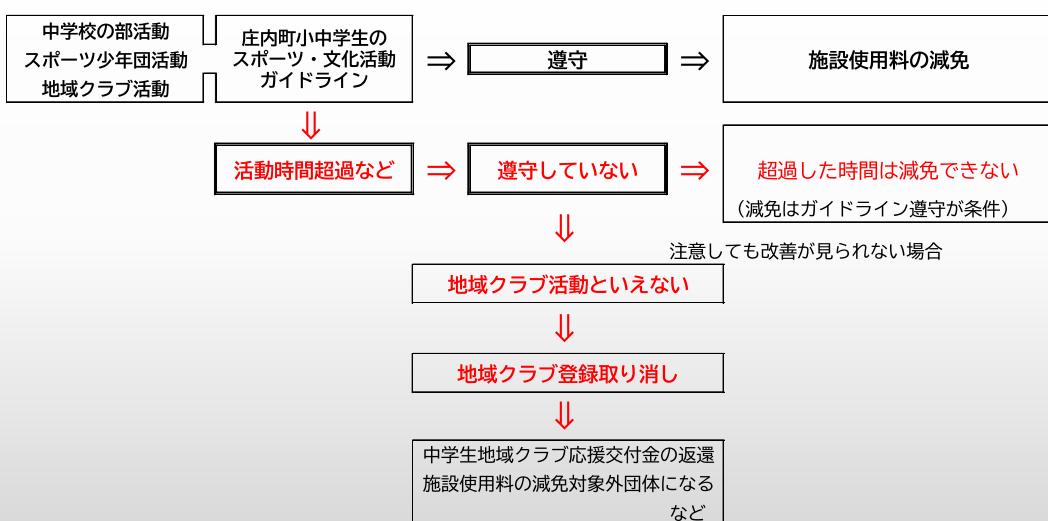
・度重なる遠征の実施などで、過度に家庭の経済的負担にならないように配慮する。

・地域クラブ活動…「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、

生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域による持続可能な活動であることを全構成員へ周知。

・体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）など行き過ぎた指導を行わないよう努める。

### 中学校の部活動、スポーツ少年団活動、地域クラブ活動の施設使用料の減免



〈令和8年度以降の部活動改革⑥〉

## 「庄内町部活動改革実行協議会（仮称）」の設置

庄内町部活動改革検討協議会（設置期間R8.3.31まで）に代わる、関係機関による検証の場  
改革推進期間が終了（R8.3月まで）し、改革実行期間へ（R8～R13）

【案】

- ◆委員 検討協議会と概ね同様  
(中学校、小学校代表、スポーツ協会、スポーツ少年団本部、コメっちはくわくわくクラブ、響ホール事業推進協議会  
地域クラブ代表、教育委員会)
- ◆内容 部活動改革の進捗状況の検証及び情報交換、ガイドラインの見直し
- ◆開催回数 年1～2回
- ◆設置期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

〈令和8年度以降の部活動改革⑦〉

## 文化活動の地域展開

庄内町芸術文化協会及び加盟団体への説明  
中学生の文化活動の場としての受け入れ協力呼びかけ  
→中学生の文化活動の選択肢の増加、地域住民との文化交流

## 6 全国の取組事例・その他リンク

### ▶スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動体制整備事業 報告書検索システム  
<https://activitycasestudy.jp/>



### ▶文化庁

文化部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集  
[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/pdf/94106901\\_11.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/94106901_11.pdf)



### ▶山形県

山形県における部活動改革について  
<https://www.pref.yamagata.jp/700021/supoho/undoubukatsu/undoubukatsu.html>



### ▶山形県中学校体育連盟

<https://www.cyutairen.jp/>



引き続き、部活動改革へのご理解とご協力よろしくお願ひいたします

～ 庄内町公式ホームページ 部活動改革情報 ～  
<https://www.town.shonai.lg.jp/kurashi/kosodate/bukatudoukaikaku/index.html>



(写)

令和7年10月 日

庄内町立中学校  
保護者各位

庄内町教育委員会  
教育長 佐藤 真哉  
庄内町立●●中学校  
校長 ● ● ● ● ●

令和7年度末におけるB活動（支援クラブ活動（保護者会活動））の廃止について  
(お知らせ)

秋冷の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より本町教育行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では、少子化が進む中でも子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実させることを目的に、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の部活動の段階的な地域移行（休日の部活動を学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行する）をはじめとする「部活動改革」を推進しています。

本町でも、令和7年度末までにすべての部活動・クラブが段階I（休日に教員はつかず、完全に地域移行している状況）に到達するという目標を「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」（以下「ガイドライン」）へ明記し、今年度中の地域クラブへの移行に向け取り組んでいただいているところであり、現在9団体が地域クラブとして活動をスタートさせています。

これにより、これまで教育委員会及び中学校より説明会等で説明して参りましたとおり、中学校長許可のもとで保護者会の責任で活動するB活動（支援クラブ活動（保護者会活動））は令和7年度末をもって廃止し、令和8年度からはC-1活動（地域クラブ活動）で活動していくこととなります。

つきましては、引き続き地域クラブへの地域移行（地域展開）をはじめとする部活動改革の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

○補足事項 B活動廃止に伴う主な変更等

内 容	【現状（令和7年度末まで）】 B活動（保護者会活動）	⇒	【令和8年度以降】 C-1活動（地域クラブ活動）
許 可	中学校長		-
責 任	保護者会		地域クラブ代表者
指導者委嘱	教育委員会が委嘱		地域クラブが委嘱
保険加入（指導者）	教育委員会が加入		地域クラブが加入
保険加入（子供）	保護者会が加入		地域クラブが加入
ガイドライン	遵守（変更なし）		

○部活動改革参考情報（庄内町公式ホームページ）

これまで開催した説明会資料や本町の取り組み（地域クラブ登録制度、地域クラブ応援交付金など）に関する情報を掲載しています。右の二次元コードよりご覧ください。



【問い合わせ先】

庄内町教育委員会社会教育課 TEL:0234-43-0194 • 教育課 TEL:0234-43-0146

FAX:0234-42-0811 E-mail:shakaikyoiku@town.shonai.yamagata.jp

余目中学校 TEL:0234-43-2044 • 立川中学校 TEL:0234-56-2075